「令和4年分申告相談資料　セルフメディケーション税制控除内訳書」

■この用紙に記入し、申告の際に持参下さい。

《　令和4年分　セルフメディケーション税制　》

確定申告の季節となりました。セルフメディケーション税制控除を受ける方は、新型コロナウイルス感染症防止対策及び申告相談の効率を図るため、この「内訳書（セルフメディケーション税制）」にセルフメディケーション税制対象となる医薬品を記入して申告の際に持参下さい。

申告の際には、健康に対して一定の取組を行っている証明書類と「内訳書（セルフメディケーション税制）」か領収書・レシートを持参いただけなければ、申告が出来ません。

この控除を受ける方は、医療費控除を受けることができませんのでご留意ください。

▼セルフメディケーション税制税制

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取り組みを行う方が、本人または生計を一にする配偶者、その親族に係る特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合はその購入費を控除することができます。

医療費控除の特例のため、従来の医療費控除と併せて受けることはできません。

▼令和4年分　対象範囲

健康の保持増進、疾病の予防を行っている方が令和4年1月1日から令和4年12月31日までに薬局等で購入したセルフメディケーション税制控除対象となっている医薬品

対象医薬品は、領収書やレシートに記載があります。ご確認ください。

※購入したすべての医薬品が対象ではありません。

（例）

○○薬局

■領収書■

★○○薬	¥1,233
ﾊﾝﾄﾞｿｰﾌﾟ	¥298
ｽﾞﾂｳﾔｸ	¥760
★△胃腸薬	¥891

★印セルフメディケーション税制対象商品です。

▼適用を受けるために必要な証明書

健康の保持増進・疾病の予防として一定の取り組みを行ったことを明らかにする証明

・インフルエンザの予防接種又は定期予防接種の領収書等

・特定健康検査や定期健康診断、人間ドック、各種検診（健診）の領収書又は結果通知書

令和3年分の確定申告から**「健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行ったことを明らかにする書類」**の添付又は提出は必要なくなりましたが、内容確認のため**税務署から提示・提出を求める場合がありますので領収書とともに5年間はご自宅で保管してください。**

医療費控除を受ける方は裏面を参考にしてください。

※セルフメディケーション税制を受ける方は医療費控除は受けられません。併用不可。

薬局等支払先名称	購入した医薬品名称	支払った金額	生命保険・社会保険等からの補填分
		円	円
		円	円
		円	円